

月刊

661

2016年12月号  
56巻/12号

# 登記情報

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート

法窓  
一言

登記、裁判、実体法の結節点

～若手司法書士が相続未登記問題に挑む～

梅垣晃一

## 登記実務からの考察

【商業・法人登記】動産担保の選択肢～自動車を題材に～ 小野絵里

平成27年度における不動産登記関連主要通達等について 土手敏行

震災遺構の登記—建物の表題部の変更の登記の顛末— 八木博衛

二重登記の発生原因とその解消策に関する一考察(上) 新井克美／右近一男

旧法相続 第12回・完 一旧法相続における注意事項一 中尾 昇

地籍図類の歴史(7) 古関大樹

坂道をゆく [第48回]湯立坂・網干坂 小林昭彦

## 続 風雲事務所見聞録

第8回 柴山コンサルタント株式会社 代表取締役会長 加藤芳彦氏

Q&A 平成27年改正医療法と司法書士業務 鈴木龍介

## 新・犯罪収益移転防止法と司法書士実務

—本人確認等に関連して— 第14回 末光祐一

## 供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第69回)

裁判上の保証供託に係る供託金取戻請求権を差し押さえ、  
転付命令を得た債権者からの払渡請求について 山下友和

## 誌上講義 続・民事信託実務入門講座

第5回 民事信託の提案に際して考える信託法等の基本(下) 星田 寛

地名と名字⑯ 珍地名にまつわる名字⑯ 高信幸男

「株主リスト」に関する問題点 神崎満治郎／金子登志雄／鈴木龍介／山本浩司

公証役場利用案内Q&A 第14回・完 小林健二

## ■商業登記掲示板／成年後見掲示板

## 実務の現場から

### 通達・回答 不動産登記

○平27・9・2民二第363号

○平28・1・8民二第5号

○平28・3・2民二第154号

○平28・3・24民二第262号

○平28・3・24民二第263号



一般社団法人  
金融財政事情研究会

# 動産担保の選択肢 ～自動車を題材に～

登記実務  
からの考察

・商業・法人登記。

プラス事務所司法書士法人  
司法書士 小野絵里

## I はじめに

近年、担保や保証に過度に依存した融資から事業性評価に基づく融資への転換を推進する方針が金融庁から示されていることを受け、多くの金融機関においてABL（Asset-Based-Lending）の取組体制を再構築する動きが見受けられる。

司法書士がABLに係る在庫や機械等の動産譲渡登記を受託する場合には、不動産登記の場合と比べ、融資の検討段階から相談を受けるケースが少なくない。なかでも、自動車、船舶、建設機械などの対抗要件の特例が存在する動産では、事案によって適用される制度が異なり得るため、担保手法の選択肢から検討を要することとなる。本稿では、これらの特例が存在する動産のうち、比較的相談を受けることが多い自動車を題材に、担保手法の選択肢を整理してみたい。

## II 手法の整理

### 1. 対抗要件

自動車登録ファイルへの登録（以下「登録」という。）がされた自動車（以下「登録自動車」という。）では、所有権の得喪に係る対抗要件

が、民法上の引渡し（民法178条）ではなく、登録となる（道路運送車両法5条1項）。登録対象外の自動車や、登録対象であるが、現に登録されていない自動車（以下「未登録自動車」という。）では、一般の動産と同様の対抗要件が適用される。

登録対象は、i) 普通自動車、ii) 小型自動車（二輪小型自動車を除く。）、iii) 大型特殊自動車である（道路運送車両法3条・4条）。iv) 軽自動車、v) 二輪小型自動車、vi) 小型特殊自動車は、登録対象外である。登録対象の自動車は、登録後でなければ運行できないため（道路運送車両法4条）、公道での利用に先立って登録される。

### 2. 担保手法

#### (1) 譲渡担保

登録の有無にかかわらず、譲渡担保の対象とすることが可能である。

#### (2) 抵当権

登録自動車には、抵当権を設定することができる（自動車抵当法3条）。ただし、建設機械抵当（建設機械抵当法2条）の対象となる大型特殊自動車は、自動車抵当の対象外である（自動車抵当法2条但書）。

#### (3) 質権

1) 宮崎孝雄ほか『農業動産信用法 自動車・建設機械・航空機抵当法〔付〕船舶抵当』（第一法規、昭和47年）〔自動車抵当法〕35頁

登録自動車には、質権を設定することができない（自動車抵当法20条）。登録自動車以外の自動車には、質権を設定することができるが<sup>1)</sup>、占有改定による引渡しが認められていないため（民法344条・345条）、実務的には利用しがたい。

#### (4) 所有权留保

自動車の割賦販売における残代金の担保手法として所有权留保が活用されている。なお、登記は物権変動を公示するものとされているため、所有权留保を原因とする動産譲渡登記は認められていない<sup>2)</sup>。

#### (5) 工場抵当と工場財団抵当

工場で利用される自動車であっても、登録自動車には、工場抵当（工場抵当法2条）の効力を及ぼすことができないとされている<sup>3)</sup>。なお、工場財団（工場抵当法8条）では、登録対象であるか否かにかかわらず、財団の組成物件とすることはできるが<sup>4)</sup>、登録対象の自動車の場合には、あらかじめ登録をしなければならない（工場抵当法13条の2）。

### III 事案の検討

#### 1. 自動車販売会社の在庫自動車を担保とする場合

自動車を用いたABLの例として、自動車販売会社が在庫自動車を担保提供する場合がある。事業に用いながら担保提供をするため、また、日々の販売と仕入れによって対象物を入れ替わるため、集合動産として譲渡担保権を設定

するケースが多い。

普通自動車など登録対象の自動車では、i) 自動車販売会社名義で登録されている場合と、ii) 未登録自動車の場合が想定される。i) 登録されている場合には、民法上の対抗要件が適用されないため、動産譲渡登記によって対抗要件を備えることができない。理論的には譲渡担保権者の名義に登録をする方法もあるが、自動車ごとの登録手続を要する点や、名義人として登録された金融機関が自動車の所有者又は運行供用者としての負担か責任を負う可能性<sup>5)</sup>を考えあわせると、実務的には利用しがたいといえる。ii) 未登録自動車の場合には、一般的の動産と同様に、民法上の引渡しが対抗要件であり、譲渡人が法人であれば、動産譲渡登記（動産債権譲渡特例法3条）によることもできる。動産譲渡登記をする場合、登録されていないことを明らかにするため、動産の種類に「未登録自動車」「四輪車（登録抹消済）」などと記録することが望ましいとされている<sup>6)</sup>。

軽自動車など登録対象外の自動車の場合、一般的の動産と同様の対抗要件が適用される。動産譲渡登記をする場合、登録の対象外であることを明らかにするため、動産の種類に「軽自動車」などの種類を記録することが適当と考える。

#### 2. 運送会社や建設会社が自社で運行する自動車を担保とする場合

自社で運行する自動車の場合には、在庫の場合と比べて頻繁な入れ替えが想定されないた

2) 植垣勝裕ほか『一問一答 動産・債権譲渡特例法〔三訂版増補〕』（商事法務、平成22年）15頁

3) 香川保一『新訂不動産登記書式精義下巻（二）』（ティハン、平成10年）1311頁

4) 前掲注3・香川1390頁

5) 鎌田薰『債権・動産・知財担保利用の実務』（新日本法規、平成20年）309頁

6) 伊藤隆『動産・債権譲渡登記手続の実務対応Q & A』（金融財政事情研究会、平成24年）105頁

め、 i ) 個別動産として譲渡担保権を設定する方法のほか、 ii ) 登録自動車に限り、自動車抵当を利用する方法がある。

i ) 個別動産として譲渡担保権を設定する場合、対抗要件の選択肢は、おおむね 1. と同様である。

ii ) 自動車抵当を設定する場合、登録が対抗要件となる（自動車抵当法 5 条）。ただし、登録自動車のうち、建設機械抵当の対象となる大型特殊自動車は、自動車抵当ではなく、建設機械抵当の対象となる（自動車抵当法 2 条但書・建設機械抵当法 2 条）。建設機械抵当の対抗要件は、登記である（建設機械抵当法 7 条）。なお、抵当権設定登記に先立ち、国土交通大臣の打刻を経た上で（建設機械抵当法 4 条）、建設機械の所有権保存登記（建設機械抵当法 3 条）をしなければならない。建設機械抵当の対象は、自重が 3 トン以上のトラクターや積載重量が 15 トン以上の運搬車などと法令で具体的に定められている（建設機械抵当法施行令 1 条、別表）。

#### IV 今後に向けて

以上のとおり、自動車担保では、普通自動車や軽自動車などの種類によって動産譲渡登記の可否が異なるという専門家でなければ想定しないようなルールがあるほか、建設機械抵当の対象となる大型特殊自動車については、建設機械

付きの自動車であるか、独立の自動車と建設機械であるか悩ましいケースもある。

前述のとおり、自動動車登録ファイルへの登録には、対抗要件としての効力が認められているものの、公示のみを目的とした制度ではないため、登録対象とする自動車の種類が限定されている。また、各制度の成り立ちを振り返ると、時代ごとの資金調達のニーズに応えるため、昭和27年に自動車抵当制度が、昭和29年に建設機械抵当制度がそれぞれ設けられ、平成17年には、一部の例外を除いて全ての動産を対象とする動産譲渡登記制度が開始された。これらの順次に設けられた各制度は、先行して存在する対抗要件制度と重複しないよう調整が図られており、その結果として現在の複雑に住み分けされた仕組みができあがったといえるのではないだろうか。

一方、ビジネスモデルの変化に伴い企業の保有資産が変容していることを考えると、特別の動産抵当制度が果たす役割は薄れてきているようにも思える。また、動産譲渡登記制度については、ABLを法制面から支える制度として、さらなる改善が検討されていくことだろう。今後、物権法の改正が議論される段階にあっては、本稿で取り上げた動産担保の仕組みについても、一定の整理がされることを期待したい。

（おの えり）